

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件

控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫

被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

文 書 提 出 命 令 申 立 書

平成27年 10月 30日

大阪高等裁判所第7民事部 S2係 御中

申立人(控訴人(第一審本訴被告、反訴原告)) 吉田 益夫



申立人(控訴人(第一審本訴被告、反訴原告))は、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

1 文書の表示

和歌山県警察 岩出警察署受理の告訴状

告訴人 有限会社銀徳 及び 代表取締役 吉村公俊

告訴人代理人 弁護士 豊田泰史、弁護士 太田達也、 弁護士 重藤雅之

被告訴人 [REDACTED]

罪名 名誉毀損、信用毀損、業務妨害

2 文書の趣旨

被告訴人が名誉毀損、信用毀損、業務妨害をはたらいたとして受けた刑事告訴

3 文書の所持者

〒649-6223

和歌山県岩出市高塚198番地の1

和歌山県警察 岩出警察署

4 証明すべき事実

告訴状内に記述されている控訴人が運営するサイト「和ネット」での捜査対象となった投稿

5 文書提出義務の原因

本件文書は、控訴人(第一審本诉被告、反訴原告)の違法性不存在を確認するために民事訴訟法220条4号に基づき、本件文書の提出義務を負う。なお、本件では、被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告)の訴状に証拠として控訴人(第一審本诉被告、反訴原告)を被告訴人とした告訴状が添付されているので民事訴訟法220条4号に掲げられているものに該当しない。

6. 添付書類

略式命令

一式

以 上